

平成 25 年 7 月 18 日

A 様

|         |         |
|---------|---------|
| 神戸市監査委員 | 櫻 井 誠 一 |
| 同       | 荻 阪 伸 秀 |
| 同       | 山 田 哲 郎 |
| 同       | 坊 やすなが  |

弁護士委託料の支出に関する住民監査請求について（通知）

平成 25 年 7 月 5 日付をもって受け付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の内容

平成 25 年 7 月 5 日付をもって受け付けた請求書によると、請求の内容は次のとおりである。

1 請求の要旨

- (1) 平成 25 年 3 月の労働審判（申立人・住民監査請求者）の神戸市弁護士委託料について、住民監査請求を提出する。
- (2) 公文書公開請求をした結果、支出担当課が行財政局行政監察部法務課で、神戸市会計管理者が法律事務所弁護士（以下「当該弁護士」という。）に弁護士委託料として 273,000 円（消費税 13,000 円・弁護士報酬料金に係る所得税 26,546 円 = 260,000 円 × 10.21% を含む）の着し金を支出している。
- (3) 又、着し金と同額の報酬金として、振込日は未定であるが、神戸市会計管理者が支払い予定の当該弁護士への支払い命令書が出ている。合計 546,000 円の弁護士委託料の税金の支出となる。

- (4) さて、不始末と言うか労働審判に関わる神戸市職員（以下「当該職員」という。）が、5 度に亘り、請求者に支払いの約束断言をした配慮金（給与 1 か月分相当額・解雇予告手当等、名称は変えられる）の未払いは、当該職員の二枚舌、欺瞞である。
- (5) それを何故、大切な公費を使用して当該職員を弁護するのか不適切、不合理であり、市民に対して損害を与えている。
- (6) 配慮金（慰謝料）は 200,000 円しか請求しておらず、労働審判の結果はともかく、対費用面で考えると、配慮金 200,000 円の請求に対して、市税で弁護士委託料 546,000 円の支出をするのは無駄遣いと思量される。
- (7) 民間企業や一般市民の感覚や行動とかけ離れており、経済観念がない。国なら、こんなトラブルの場合どう対応するだろうか。但し、給与債権が時効であれば、当然ながら市税の無駄使いとなる。又、神戸市は民事調停・労働審判時に職員や弁護士が 5 名から 10 名近く出席していた。余程暇かと思った。
- (8) 以上の理由により市税の（弁護士委託料）の返還を求める。

## 2 求める措置

当該弁護士に支払われた市税（弁護士委託料）の返還を求める。

## 第 2 受理できない理由

地方自治法第 242 条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、執行機関又は職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的としている。

このことから、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、当該地方公共団体の執行機関又は職員が行った財務会計上の行為について、法令に違反している等の具体的な違法・不当性が主張されていることが必要であり、普通地方公共団体の契約行為については、裁量権の著しい逸脱又は濫用があり契約が私法上無効となる場合や、無効ではないものの正当な解除権を行使しないなど漫然と契約を締結した場合がこれに該当するとの趣旨の判例がある。

本件請求についてみると、監査請求の対象となっている行為について違法・不当性が主張されているかが問題となる。

請求人は、委託料の支出の対象業務に関して、労働審判の原因であるとする本市職員（以下、「当該職員」という。）について「当該職員が（中略）支払の約束断言をした配慮金の未払いは、当該職員の二枚舌、欺瞞である。それを何故、大切な公費を使用して当該職員を弁護するのか不適切、不合理であり」と記述し、また、「労働審判の結果はともかく、対

費用面で考えると、配慮金 200,000 円の請求に対して、市税で弁護士委託料 546,000 円を支出するのは無駄遣いと思量され」「但し、給与債権が時効であれば、当然ながら市税の無駄使いとなり」と記述している。

しかしながらこれらの記述だけでは、弁護を委託する契約に私法上無効となるような裁量権の著しい逸脱又は濫用があるなどの具体的な違法・不当性の主張がなされているとはいえない。

よって、本件請求は地方自治法第 242 条に定める住民監査請求の要件を欠いているので受理することができない。